

Title	改革後の自作農の性格：地主の存在形態
Sub Title	characters of small-holder after the post-war land reform : transition of landowners
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.9 (1952. 9) ,p.589(1)- 606(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19520901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



有斐閣

東京都千代田区神田保町
本郷支店—東京大學正門前
京都支店—農學部電停前
振替東京三七〇番丁各五十圓

ケインズ革命

A5三〇四頁
定價三六〇圓

ケインズ
島津亮二譯
菱山泉

最も徹底せるケインズである原著者が興味深い筆致をもつてケインズ理論の核心をつきその革命的理論の眞髓の理解に資す

經濟學說史

上卷 四八〇圓
下卷 五三〇圓

E・ローレル
隅谷三喜雄譯

ケネーをも含め舊約の昔よりマルクス、ケインズ、ヒックス、現代アメリカ經濟學までに累積された經濟思想と學說を詳細解説

經濟學

B6三四六頁
定價二八〇圓

土方成美

古典學派、マルクス經濟學派、ケインズ經濟學派の代表的學說を網羅し、つとめて客觀的に而も平易に解説せらる

支配集中論

A5三二八頁
定價三八〇圓

古賀英正

現代金融資本主義における支配集中の現象をとらえ、これを分析してこの現象を究明し更に金融資本の本質を明らかにす

★金星堂の經濟書★

刊) 現代財政學總論(全訂版)
高木壽一著

鈴木保良著

野村兼太郎著
近世經濟史概論

高村象平著
A5・二〇〇圓

高木壽一著
A5・五五〇圓

現代日本財政論

千種義人著
A5・三三〇圓

經濟原論(總說)

吉田啓一著
A5・二三〇圓

一般經濟學

鈴木諒一著
A5・二五〇圓

近代經濟學(增訂版)

鈴木諒一著
B6・一〇〇圓

初學者のための新しい經濟學

株式會社 金星堂
東京 2636
神保町 3 TEL (33) 3068

改革後の自作農の性格

——地主の存在形態——

島崎隆夫

「半封建的土地所有制」半封建的零細農耕」の構成Ⅱ對抗が、日本農業の基本型を形成し、敗戦前の「軍事的半封建的、日本資本主義」の基底をなし、國家權力の構成Ⅱ階級規定の本來的な基礎を、構成して來たものであつて、かかる基本的構造が、地租改正を基調に、明治二十二—三年頃に固定的な形態をとるに至つたものであり、爾來、資本主義的發達並に資本主義的分化が行われつゝも、日本農業の基本型そのもの、本質的な變容をとげることなく、今日まで存続して來たという認識は、^(註1) 今次の農地改革の歴史的基盤がかゝる日本農業の基本型たる半封建的土地所有制Ⅱ半封建的零細農耕の構成Ⅱ對抗の展開の様式それ自體のうちにあつたことによつて、農地改革の必然性、意義、及びその限界を知る上に極めて重要な指摘をふくんでゐるのである。かゝる認識に立つことによつて、初めて、今次の農地改革が、地主的土地所有制の根幹にふれ、それが「日本農民を數世紀におよぶ封建的抑壓のもとにおいてきた經濟的束縛」(農民解放指令)であり、日本農民を貧困化し、對外的侵略の基礎となり「日本における自由主義及び民主主義を窒息させて」きた事實を根本的に打破せんとした意圖と、それが如何にみせかけの改革に終らざるを得なかつたかの現實——所謂「上から」の改革としての農地改革の本質——を把握することが可能となつて來るであらう。

改革後の自作農の性格

(五八九)

すなわち、「一、軍事的半封建的、日本資本主義の基底——半封建的土地所有——半封建的零細農耕——の構成をその根源において再編し日本農業を本格的農業への解放の道を開き、二、瓦解した軍事的半封建的、日本資本主義の揚棄としての、日本經濟再建の、新しい基礎——土地所有——農業經營の再編——を確立する方向を規定していること、以上の二點において、方向を規定する點において、正に革命的である」と評價されながらも、今日の日本農業の現状においては「農地改革そのものは、全過程の端緒に過ぎず、過程は、更に、一方、農地改革を自體の深化と、他方、本格的農業への技術的基礎（大農圃への基礎）の構築へ、迫り、かくして、土地所有の變革が農業構造の變革へ展開して、全過程が経過する」という展望は必ずしも直ちに認識し得られない諸現象を呈しつゝあると思われる。

「日本の土地を耕作するものが、かれらの勞働の果實を享受する平等な機會を持つことを保證」（農民解放指令）されて、日本農民が、獨立にして、自由なる農民として、自由主義と民主主義の擔手として、農業生産力展開のトレーガーとして發展することを約束された筈にもかかわらず、現實には、農家經濟のみせかけの黒字經濟が一部に報道されながらも、必ずしも、初期のごとく、農家經濟の好轉がみられず、婦女子の賣買、農地の開移動、開小作の増加、耕作放棄等に示されているがごとく、農家經濟の破局が報ぜられて、世人の注目をあらたにし、識者の關心をさそつていたのであつて、他方、占領狀態の一應の終了を機として、農地改革そのもの、成果としての農村の現状、農民經濟の破綻を、世界狀勢の激しい變轉と日本獨占資本主義の收奪を背景として、眞剣なる反省が喚起されて來たのは當然な事といわねばならない。

勿論かゝる事實の發生は、戦後の日本資本主義の再編の過程において、戦前の寄生地主制の收奪に代つて、國家獨占資本主義の低米價強制供出と過重なる税金負擔の下に、零細農耕が直面した現實であると、いわねばならない。しかしながら、農村内部を見る場合、かゝるものを可能ならしめている秩序の存在を無視することは出来ないと思う。すなわち、農地改革によつて形成されて來た農民諸階層の動向、就中「自作農」——これが今日の農村の中核體を形成している——の動向の中に、考究すべき多くの問題をふくんでいるのである。戦後形成されて來た「自作農」階層が如何なる性格のものであるか、それは完全に封建的な負擔を脱して獨立自營の農民といえるものであるか、あるいは、未だ封建的なものを附着しているものであるか、の認識如何は、農地改革の性格を根本的に規定するものであり、農地改革が封建的なものを完全に根絶したか、それとも、一時的に抑止したにすぎず、本質的なものを殘存せしめているか、にかゝつて來るのであり、もし本質的に云つて、封建的なものを清掃し得なかつたとすれば、それは如何なる形態を取つて存在しているか、との問題提起がつづくのである、かゝる問題に答える前提として、寄生地主制の經濟的地盤である「半封建的地代」がどうなつたか、が問われねばならないであろう。さらに、われわれは、廣く農村の社會經濟的秩序の在り方、支配機構の態様についての考察をも必要とするであろう。

右の如き諸問題に對して如何なる解答をなし、如何に認識をするかは、日本農業問題の克服に對する綱領の上に、極めて大きな差異を生んで來るであろう。それは、當然、農民運動の實踐的課題との結びつきと、その方針につながるものである。

いま、この小論で、多くの問題を全面的に論述することは困難であつて、右に關聯して、主として、改革後形成されて來た「自作農」の性格の検討に向けられ、農村秩序の在り方を探り、地主制の消滅の行方とその今日における在り方を中心として論をすゝめたいと思う。

(註一) 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」一四七頁（戦後日本經濟の諸問題」所收）。

(註2) 同右 一八二—三頁。
(註3) 同右 一八二—三頁。

(註4) 昭和二十六年「經濟白書」において、昭和二十五年度の農家經濟の動向について、「全國平均の農家經濟現金收支は前年度における約三千五百圓の赤字から、本年度には一萬七千圓の黒字となった。……」と云つてゐる。この現象の本質についての考察は、大内力「農家黒字經濟の本質」(農林統計調査昭和二十六年十二月號)。
(註5) 「報告として、朝日新聞昭和二七・七・一七・五にわたる「各地に見る農村經濟の問題點」がある。

二

今次の農地改革は、「農地改革についての覺書」を根據に、「自作農特別措置法」「農地調整法中改正法律」の形態をもつて行われたものであつて、基本的には、地主制を清掃し、本格的農業への前提としての農民的土地所有を形成せしめるために、農地の解放を根幹として遂行された。具體的には、不在地主の全小作地、在村不耕作地主の小作地(北海道では四町以上、都府縣では一町以上)の解放、在村耕作地主の小作地(北海道では十二町以上、都府縣では三町以上)の解放によつて、所謂「自作農」を創設する過程をとつて行われたのであつて、しかも、この過程は、強力なる地主制の抵抗と、改革阻害の激しい攻勢の裡に推進せられたものである。そして、この全過程は、戦後の日本資本主義の激動期にあつて、再編成の重要な一環として展開されて來たところのものであつた。^(註1)

農地改革による解放過程は、改革前(昭和二〇・二一・二二)の全小作地面積二、二〇九、八六五町歩(内地合計一、九〇一、二一七町歩)のうち、一、九四一、九八二町歩(内地合計一、六〇八、一一六町歩)が解放せられ、その九八・二

第一表 自小作別農家構成の變化

	總農家	一町歩以上(18年保有限度(24年)の在村耕作地所有農家	自作農	自作兼小作農	小作兼自作農	小作農	土地を耕作せざる農家數
16年	5,411,661 100%	165,484 3.1	1,490,357 30.6	1,122,763 20.8	1,092,770 20.2	1,516,471 28.0	23,816
17年 8月1日	5,505,429 100%	—	1,734,238 31.5	1,108,530 20.1	1,079,221 19.6	1,561,054 28.3	22,386 0.5
18年 8月1日	5,590,078 100%	—	1,764,642 31.6	1,113,219 19.9	1,101,982 19.7	1,592,597 28.5	17,638 0.3
19年 8月1日	5,536,508 100%	—	1,738,529 31.2	1,114,010 20.1	1,102,446 19.9	1,573,730 28.4	17,793 0.4
21年 4月26日	5,697,948 100%	—	1,869,298 32.8	1,127,166 19.8	1,061,188 18.6	1,637,051 28.7	3,245 0.1
22年 8月1日	5,909,227 100%	—	2,153,611 36.5	1,183,408 20.0	996,986 16.9	1,573,836 26.6	1,386
24年 3月1日	6,246,913 100%	129,428 2.1	3,434,690 57.1	1,735,045 27.8	457,810 7.3	489,277 7.8	663
25年 2月1日	6,176,390 100%	—	3,821,531 61.6	1,590,582 25.7	410,851 6.7	313,364 5.1	41,062 0.9

(註) 農地改革頭末概要 P. 646 第27次農林省統計表を参照
16年, 17年, 18年, 19年, 夏期調査 24年 「農地統計調査」
21年 農家人口調査 [4.26] 25年 「1950年世界農業センサス」
22年 臨時農業センサス [8.1センサス]

% (内地合計九八・〇%) に當る一、九〇六、八七五町歩(内地合計一、五七五、六九四町歩)の賣渡が實施されたのである。^(註2)
かくて、この結果として、自作農家數の全農家戸數にたいする比率が、改革前(昭和十六年—十九年平均三一・二%昭和二十一年三二・八%)に比較して、改革後(昭和二十四年五七・一%、昭和二十五年六一・六%)とちがひしい増加を示してゐる。改革前一九・八%(昭和二十一年)であつた自作農兼小作農は改革後二五・七%(昭和二十五年)になつてゐる。自作農及び自作農を合計すると、改革前(昭和二十一年)五二・六%であつたものが、改革後(昭和二十五年)八七・三%に増加してゐる。これに對して改革前(昭和二十一年)全農家戸數の二八・七%を占めてい

改革後の自作農の性格

第二表 田畑別自作地・小作地面積

年	總數		田		畑	
	總數	自作地	總數	自作地	總數	自作地
16年	5,306,914	3,125,361.9	3,166,314.2	1,481,162.1	2,640,600.2	1,644,199.8
%		46.2		58.2		37.7
22年	5,011,689.6	3,030,903	2,849,615.4	1,593,915.6	2,162,042.2	1,436,957.4
%		39.5		44.1		33.5
24年	4,957,837	4,309,829	2,817,293	2,424,186	2,140,540	1,885,643
%		13.1		14.0		11.9

(P. 647 P. 653)

た小作農は、改革後(昭和二十五年)五・一%に減少し、小作兼自作農は、改革前(昭和二十二年)一八・六%より、改革後(昭和二十五年)六・七%に減少している。(第一表参照)

耕地面積を自作地別にみると、改革前(昭和十六年)總耕地面積約五八〇萬町歩の約五三・八%が自作地であり、残り四六・二%が小作地であつたものが、改革後(昭和二十四年)總耕地面積約四九五萬町歩のうち、八六・九%が自作地、一三・一%が小作地にと、變化をしている。(第二表参照)以上二つの基本數字より、自作農家の増加と、自作地の増加を知ることが出來、一應農地改革の目的としてゐる「自作農」創設の事實を見ることが出来るのである。

この半面、地主についてみると、地主戸數は、改革前(終戦時)約一三〇萬戸であつたが、改革後(昭和二十四年)約一〇萬戸減少し、約一二〇萬戸となつてゐるが、地主戸數においては必ずしもいぢぢるしい減少を示してゐない。

第三表 地主戸數の變化

年	内 地	總地主戸數	非農家地主	農家地主
		終戦時	北海道	1,282,519
	計	20,989	607	20,382
	計	1,303,458	32,157	1,271,301
24年	内 地	1,184,627	32,045	1,152,582
2月1日	北海道	22,321	650	21,782
	計	1,209,948	32,695	1,174,364

(P. 826)

第四表 一戸當り貸付面積の變化

年	内 地	耕作地主	不耕作地主	
			個人	會社
終戦時	現在	1.05町	1.92町	3.22町
			0.47	0.91
終戦時	現在	3.77	15.36	85.32
			2.44	4.38

(P. 827)

(第三表参照)しかし、地主一戸當りの貸付面積を改革前(終戦時)にみると、内地の耕作地主一・〇五町、不耕作地主(個人一・九二町)、同(會社三・二三町)、北海道の耕作地主三・七七町、不耕作地主(個人一五・三六町)、同(會社八五・二三町)であつたものが、改革後(昭和二十四年)内地の耕作地主〇・三四町、不耕作地主(個人〇・四七町)、同(會社〇・九二町)、北海道の耕作地主一・一七町、不耕作地主(個人二・四四町)、同(會社四・三八町)と、いぢぢるしく倭小化している。(第四表参照)かくの如く、貸付地の一戸當面積が減少したという事實は、小作料の低率金納化と共に、貸付—小作料の收取のみをもつてしては、地主の生活が維持出來なくなつたとを示している。

右にみたとき變化を、日本農業構造に與えたところの今次の農地改革は、誠に歴史上重要な意義を有するものであり、改革の積極的意義が「外形的には、自作農創設の形態ではあるが、本質的には、地主制を清掃して、本格的農業への前提としての農民的土地所有を形成せしめる農地の解放」にあるという指摘のごとく、たしかに、直接には、小作地面積の減少と、これに伴う小作關係

改革後の自作農の性格

農家を自作農化したのであり、階層としての貸付地主層II小作層を清掃し、全農民の八七・三%が自作農及び之に準ずる農家に再編成せられることによつて、日本農業構造は大きな變化をうけるに至つたのである。^(註4)

(註1) 農地改革記録委員会「農地改革願末概要」七六三頁、七六八頁、七八一頁参照。

(註2) 同 七六九頁。

(註3) 同 七八一頁。

(註4) 綿谷越夫「農地改革後の自作農の性格」(農業綜合研究、六一二所收)一四五頁。

三

われわれは、農地改革の結果として「自作農」及びこれに準ずる農家が、廣汎に、形成されて來た事實と、それを維持擴大せんとする今日の日本農政に、特別の注意を拂わねばならない。改革によつて、自作農を廣汎に形成せしめることを可能にした背後には、大正中期以降、日本農政のうち、極めて特長的な、重要な意義をふされて來た「自作農創設主義政策」の展開があり、今次の農地改革が、いわば、その完成であるといわれるものを持つていたのである。^(註1)と共に、今後の農地行政の構想として報道されているところをみると、結局、農地改革によつて形成された自作農の維持強化の方向を取つているのである。すなわち、農地改革の結果、小作農が自作農となり、土地制度が改革されたが、經營規模が零細化して生産力の發展を阻害している點に、日本農業の最大の悩みを見出し、生産力を十分に發揮し得る農家經營面積を決定し、農家經濟の安定する適正規模をさぐることにより、かゝる安定農家を設立する線にそつて、農地改革の成果を防止すると同時に、適正經營規模の廣さを明示し、その育成につとめ、農地の轉用を防

ぎ、用水の調整をはかることに重點がおかれる政策が考えられている。そして、當面の問題として、(1)小作料の改訂

——定額金納制——反六百圓、地主側よりの引上要求に對して、引上げ意志は無いが、調整を行う。(2)農地擔保金融

——農村漁業資金融通特別會計——農地改革により擔保力を失つた農地にたいして、自作農の農地維持資金を融通するため、昭和二十六年より、反當り五千圓で、自作農創設特別會計が買上げを實施し、同一人に年賦で賣却するといふ方式が取られ、昭和二十六年は約五億圓融資、二十七年度は二十億圓の要求を出している。^(註2)かつての小作官のよ

うな「農地官」を地方別に置き、農地改革の結果の維持に努力する。等が報道されているのである。かゝる方策がどこまで實施されるかは將來の問題であるが、少くとも、かゝる日本農政の目標としていられるところは明白なのである。

かくて、日本資本主義が戦後企圖して農地改革により完成をみ、しかも、あらゆる努力をもつて維持せんとしている「自作農」とはどんな性格のものであるかということが、重要な問題となつて來ることを繰返して述べておきたいのである。

元來、自作農II農民的土地所有が生産力の擔當者として、歴史的役割を演じたのは、封建制の桎梏を打破し、土地を農民に分割し、直接耕作者としての農民が、同時に、土地に對して自由な土地所有者として現われる、それは、封建的土地所有の解體より生じ、資本關係の生成のために、必要な通過點をなすこと、すなわち、資本關係の成立は、かゝる農民的土地所有II農民層それ自體を分解——消滅せしめることによつて初めて可能となるが如き關係を成立せしめる時期においてである。それ故、かゝる農民的土地所有II自作農の形態は、資本主義の成立、農村滲透と共に、より以上の生産力の展開によつて桎梏と化して來るのであつて、資本主義の發展は、この種の形式の土地所有を清掃し、土地所有と經營とを分化せしめ、消滅せしめて行つたのである。

日本資本主義—農業發達史上現れて來た「自作農」創設の持つ意義は、これと非常に趣を異にしているものであつた。わが國の自作農創設の政策は、地主制の分解—凋落の傾向が漸次明白となり初めて來た大正中期以降、現實の課題として重視せられて來た。すなわち、日本農業の根幹を形成している地主制は、大正六年を頂點として、大正七年の米騒動期より、漸次凋落—分解の傾向をたどり初めている。この背後には、米騒動以降の、日本の半封建的地主的土地所有の極端にたいして闘う、解放運動としての、小作爭議の高揚があつたのである。かくて、小作爭議の高揚にたいして、地主制は、彈壓をもつて臨むと共に、地主自身が自作化する事により、あるいは、地主が小作關係の紛争より脱落するために、土地會社を設立することにより、これに對したのであり、地主的官僚的政策の最後の結論として、「自作農創設」事業が取り上げられ、日本農業における土地問題を根本的に解決することなく—根本的解決は日本資本主義—國家機構にとつて致命的である—糊塗策として、自作農創設事業が考えられたのである。それは、小作爭議という社會的不安を除去するため講ぜられた改良的施策であり、これは一方地主の土地賣逃げを可能にし、他方、小作地のプチブル的渴望を癒すものとして作用したのであつて、かなり高價の代償を支拂つても、實施するに値ある政策であつたのである。(註3)

日本資本主義の戦時體制への突入を期して、一層この傾向が促進せられて行つたのである。(註4)

終戦直後、日本政府が企圖した第一次農地改革、すなわち、二十年の「改正農地調整法」は、自作農主義の延長乃至擴大であるといふ。敗戦による社會不安、食糧危機に對應して、農地の一部を農民に讓渡し、戦争中の食糧統制により、事實上金納化されていた小作料をそのまま固定化し、地主の經濟的地位を抑止すること、等をなしつつ、資本家—地主の手によつて、敗戦後の農村秩序を再建し、農業構造を確立し、社會的不安を除去し、以て、ブルジョ

ア的、地主的秩序を恢復せんとするものであつた。

第二次農地改革は、「自作農創設特別措置法」を盛込むことによつて、第一次農地改革に比し、地主的秩序の農村よりの清掃、その再建を拒否した點において、質的な相異を見ることが出来るのであるが、「自作農」主義という點においては、第一次農地改革と本質的には同一であり、基本的性格として反動性を有していたのである。それは今や一片の土地に愛着を感じ、保守的な農民を形成するものであつて、そこには、多數の土地所有職工を形成した形となつたといふ。かゝる場合には、農民は進歩とは逆に、保守的意識にとられ、防共の堤防と化し、新しくファッシズム化への基盤となり、農民の眞の解放とは逆の方向が打ち出されたのである。(註5)

「自作農」といふ形式が—農民が土地を持つということが—如何なる場合においても、必ず、右のごとき形の保守主義をとるかといふと、そうではないことである。それは、かゝる農民が、如何にして形成され、どのような性格を持ち、農村の秩序が如何に變質せしめられているか、という點にかゝつて來るものである。(註6)

(註1) 今次の農地改革の意義をただ單にこの點にのみ見出すことは誤謬である。地主制の清掃の側面における重要な意義の認識が大切である。改革以前において、日本農業の構造の中に持つ半封建的土地所有制の極端を認識し得ない者は、農地改革を單なる小農維持策に化してしまうのである。大内力「日本資本主義の農業問題」第四章参照。

(註2) 朝日新聞、昭和二十七年六月二十三日朝刊、新しい農地行政の構想として報道されている。

(註3) 自作農創設事業は大正十一年に遡るが、本格的政策の形をとつたのは、大正十五年の自作農創設維持補助規則からである。昭和十三年四月公布になつた農地調整法によつて、一層この線が擴大され、強化されて行つた。

(註4) 農地問題解決のために、昭和十三年農地調整法の外に、昭和十四年の小作料統制令、昭和十六年(十九年改正)の臨時農地等管理令及び臨時農地價格統制令がある。

(註5) 農地改革の展開についての論述は極めて不十分であるが、自作農創設主義の延長擴大という線よりの考察である。近藤康男「農地改革の諸問題」参照。

(註6) 人民民主主義國、特に中共における土地改革を念頭においたもの。

四

改革後における「自作農」の性格は如何なるものであるか。「自作農」と一括して呼ばれる農民の中に、本來の自作農のほか、舊來の耕作地主がそのまゝこの階層に入れられたり、小作地取上げにより自作化して來た地主兼自作、あるいは、自作兼地主、自作化する舊來の不耕作地主、舊來の小作人が改革によつて土地を獲得し、自作化した場合等々、極めて廣汎なる階層が、ふくまれていることに注意を向けねばならない。階層別にみて、かくの如く多くの異種的なものがふくまれている外に、同一の自作農といわれるものうちに、經營規模廣狹別にみた場合、内地保有有限度一杯を所有耕作している大經營の農家と、飯米獲得のため、三反内外を耕作している零細自作農とは、農村における地位と勢力において、いちぢるしくその意義を異にしているのである。それ故に、改革後における地主勢力の存在形態の研究——自作農の性格の検討を直接の對象としている小論においては、當然、舊來の耕作地主、地主兼自作、自作兼地主、自作農上層(舊來の耕作地主の轉身したものもある)、しかも、經營規模の比較的大なる階層の性格が問題となるのである。

改革の過程における「自作農」の形成の過程を検討しよう。これは、改革による地主制の變貌の過程の裏面でもあ

る。

自作農の形成は、すでに述べたごとく、大正六年を頂點とし、大正七年の米騒動を期として始まる、小作爭議の激發による地主制の凋落過程にいちぢるしく進められて來た。傾向としてみれば、明治四十一年より昭和七年の間における緩慢なる中間層増加傾向を背景として、大正九年以降、地主制の變容に即して、自作化傾向による中間層増加傾向を見出すことが出来る。かくる傾向のうちには、地主が小作爭議對策として取つた小作地引上げによる自作化がふくまれていた。自作農創設により土地賣渡しが主として中、大地主の爭議對策であつたとすれば、小地主にあつては、地主自作化が、小作地引上げによる自作農創設の地主的道として、遂行されたところである。(註1)

今次の農地改革によつて、不在地主は完全に消滅し、在村地主の構成の上にもいちぢるしい變化をうけている。(註2) 不在地主の所有地は、その出作する自作地面積を除き、全面的に解放せられることによつて、終焉を見たのである。これに對して、不耕作地主と耕作地主とにわけられる在村地主の事情は若干異なる。在村地主中不耕作地主の所有地は、平均一町歩の保有を限度として、解放せられ、小作地面積は七割五分の減少率を示している。耕作地主の貸付地は、その自作地をふくめて、平均三町歩の保有を限度として解放されたのであつて、保有地をみとめられた關係より、一戸當り貸付面積は大中に減少せしめられたにもかゝらず、貸付戸數は比較的少數の減少を示しているにすぎないのである。完全に自作化した耕作地主が貸付戸數より除かれていることを思えば、ほとんど、舊來の耕作地主は農村においてその數を減じていないものと推定出来るのである。

いま五十町歩以上の大土地所有の變貌を除いてみて、中小地主の變化をみると、こゝに特に注意せらるべきは、改革において、取られた地主自作化の方向である。地主自作化として考えられる場合は、(1)不耕作地主が改革途上に耕地を獲得し、耕作地主乃至は耕作農家になる場合、(2)改革前の耕作地主が、その耕作面積を擴大し、自作化を一段と

強化する場合である。結果を結論的に申せば、不耕作地主が、改革によつて土地取上げを實施し、自作化する場合は必ずしも多くなく、地主自作化の問題は不耕作地主には一般に云つて問題とはならないのである。これは、既に、不耕作地主は農村において完全なる地代收取者か、農耕より離れて他の職業に従事している者が多いことにより、飯米獲得のための土地獲得への努力も、既に耕作より分離している關係より、それ程積極的ではなく、それ故、改革後における農村における勢力關係の維持者としての地位よりは離れている場合が多いのである。

これに對して耕作地主は、農民組合が特別に強力なる場合か、耕作狭少により徹底的に解放が行なわれた場合を除いて、耕作地主が完全解放や、限度以上の解放を行う場合は、ほとんどあり得ず、統計上の耕作地主數の減少は、多少とも、小作地の取上げによる自作化と關係を有しているものとみられる。又、改革途上において、有利な地位にあり、上品等の土地を獲得したのも、この耕作地主層に多いのである。かゝる耕作地主は、耕作規模別にみた場合、改革前において、すでに全農家の耕作規模よりも大であり、一町以下の比重は少く、一町以上の比重がより大となつて^(註3)いる。改革後においては、全農家が一町未満層へ零細化を強めたのに對して、耕作地主は耕作規模別構成の度を更に高め、相對的意味において、耕作地主の經營規模が一般農家を犠牲にして、向上している傾向が見られるのである。それ故、一般的にみて、耕作地主の耕作面積は激しく増加せられたことが推定出来るのである。この過程がどの様におこなわれたか、小作地取上げの實態はどうかについては、こゝでは詳論出来ないが、地主の土地取上げによる自作化の促進は、地主勢力の強い場合ほど大であり、經營規模擴大の意義を一層有しているのである。かくの如く、耕作地主層が變身した自作農は、今日における農村において、一層その重みを増加し、その地位は低下したとみるよりも、相對的にみて向上したと思はれる。このようにして、改革によつて中小地主は自作化を深め、あるいは完全な

る自作農として、あるいは地主兼自作、自作兼地主として、農村において、依然としてその地位を保持している事を窺ひ知ることが出来るのである。

右に述べた如き改革が可能であつたということは、今次の農地改革の過程が「上から」の農地改革であり、ブルジョア階級地主の指導の下に、舊秩序を維持する方向において、遂行されたという根本的性格に歸因するものであつて、それ故、農民の眞の解放は遂に行ない得なかつたのであり、舊來の秩序が形を變えつゝ、殘存せしめられたのである。勿論、舊來の封建的殘渣のあり方は、改革が外國獨占資本と、その委任をうけた國內獨占資本と地主との聯合^(指導權はあくまで獨立資本の手に掌握されている)により行なわれたということによつて極めて複雑な形を取つている。

しかし、その基底は、農民的土地所有に結びついた形を取りつゝ、殘存せしめられたのであり、特に、農村における支配機構—權力の在り方が、舊來の封建的秩序をそのまま維持しているのではないが、地主制の復活への展望をそのうちに内包しつゝ、「自作農」階層、就中、保有地をもつている自作兼地主—舊來の中小地主の轉身である—それは農地改革が創設しつゝある自作農の上層に位置する—階層の中に、その根を深く藏しているものとみることが出来る。換言するならば、かゝる自作農階層が、舊來の地主なきあとの、村の封建的秩序の現在の維持者連中であり、地主勢力の存在形態と見る事が出来るのである。^(註4)今日の農村における部落長、農業委員、村會議員、農業協同組合、特約組合等の村支配機構の中樞を形成しているものであり、農村工業、商業を支配し、供出、税金を決定する機構に結びつくことにより有利な條件を獲得し、改革中には土地取上げを實施し、ヤミ米販賣、ヤミ小作の形成、カクシ田等の實施者でもあるのである。それは、舊來の寄生地主が村においてなしていた封建的秩序の維持を、自ら代つて、忠實に實施している者に外ならないのである。^(註5)

かく見て來ると、決して農村内部の秩序が改變せられたとはいえない多くの現象をそこに見出すのであり、地主制への復活が皆無とはいえない現在にあるのである。勿論、今日の農村の收奪は舊來の地主制の收奪にとつてかわつて、供出と税金とシェーレを三大武器として收奪を加える國家獨占資本主義の收奪が大となつてゐることというまでもないことであるが、しかし、それを可能ならしめる、あるいは、かゝる收奪を一層容易ならしめるものが、外ならぬ農村のかゝる秩序なのであり、かゝる秩序の再建こそは、その目標なのである。かくて、實質的に見て、農地改革は、民主的な農村をつくり、獨立にして自由なる農民を打出すことに失敗しつゝも、他方その考えられていた目標を十分に達成したものといふるのである。^(註6)

われわれは、かゝる農村の秩序を根本的に打破し、農業問題を根本的に解決し、民主的な農村を建設する唯一の方向は、土地を農民に、しかも、その場合、貧農・雇農により指導されつゝ、農村秩序があたりしく改變される道であることを考へてゐるのである。

(註1) 栗原百壽「現代日本農業論」四四頁。

(註2) 以下の論述の資料は、主として前掲「農地改革顛末概要」八〇二頁以下より得てゐる。

(註3) 「概要」八四〇頁。

(註4) 近藤藤男「崩れゆく農地改革」經濟往來、昭和二十七年五月號、三五頁以下。及び井上晴丸「農業問題入門」補論、「農地改革後の理論的解明のために」を参照。

(註5) ここに具体的に論じ得なかつた自作農の動向・性格について、小池基之教授指導になる神奈川縣中郡金目村の實態調査に於いて、多くの認識を得てゐる。

(註6) 以上われわれが論述して來た「自作農」が今日の農村の中樞体を形成するものであり、封建的諸關係の存在形態として、

多分にその中に、舊い秩序を維持し、體現してゐるものとして、國家獨占資本主義の收奪の機構に参加してゐるものであることを見て來たのであるが、しかし、かかる認識を否定する立場にあると思はれる幾多の理論が存在してゐる。改革前の日本農業を近代的な「過小農的土地所有」の下にある過小農と把握する立場にある限り、今次の農地改革が、單なる小農維持政策として把握され、改革の持つ歴史的地位と、評價を正しくなし得ないことは申すまでもないことであり、改革後の自作農は、「過小農的」自作農として把握されて來るのであつて、かくては、改革は、日本農業の民主化に役立たず、眞の民主化は資本主義の必然的な没落を充分に意識し、みづから組織化し、共同組合經營に移行しなければならぬことを自覺するにいたつたとき、はじめて可能であると(大内力「日本資本主義の農業問題」二四九―二五〇頁)。

次に、最近注目すべき業績として栗原百壽「現代日本農業論」の理論が問題とならう。本書は農地改革後における日本農業の構造的變化の分析を、主要目標として刊行されたものであつて、「日本農業の基礎構造」(昭和十八年)、「日本農業の發展構造」(昭和二十四年)の續刊とも考えられるものである。今、本書を全面的に批判する場ではないので、小論に關係する部分について、若干考察を加えておきたい。氏は日本農業の特質を、軍事的半封建的な日本資本主義の土臺として、特殊な社會經濟的内容をもつ(二九頁)地主制のうちに見出し、地主制の成立と展開(緒論)を論述された氏は、日本資本主義の戦時體制への突入期を境として、既に湖落の過程にあつた地主制(大正中期、米騒動以降の小作爭議の激發を背景として)が、急速に社會經濟的機能を実質的に弱體化し(二五頁)戦時國家獨占資本主義が直接農民を把握し、以前の高率現物小作料は強制的に低額低率金納化され、地主制の實質的な解體の過程がおしすすめられ(四八頁)、收戦―農地改革は地主制の「體制的な清算」を行なうものである(同頁)。農地改革によつて地主制は完全に清掃され、國家獨占資本主義が、直接的に、農業を把握し(一一三頁)、支配者となつた。ただ一部の農民が、國家獨占資本主義の代理人として、新しい農村支配の地位につきつつ、農村社會構造の再編成がおしすすめられ、ここに、農村社會構造は根本的に變化した(一一七頁)ということになる。

改革によつて、地主制が完全に清算されてしまつたという認識は正しいであらうか。これは、改革前、戦時國家獨占資本主義改革後の自作農の性格

により地主制の機能が實質的に無力化し、消滅してしまつたという見解の上に行なわれている認識であり、この點に關しては必ずしも、戦時中幾多の反地的諸政策が強行されたとしても、そこに直ちに地主制の實質的變化を考へてみる事は若干無理ではなからうか。地主制を揚棄せんとする歴史の必然性を、戦前の日本農業のあゆみの中に見出すことは極めて重要であるが、その過程において地主制が本質的に消滅したという認識は、農地改革の持つ地主制秩序の意義を過少評價する結果ともなるのである。それ故、農地改革が地主制を完全に清掃してしまつたという時、今日農村に見出される——小論において論じて来た——舊寄生地主制そのままではないが、根強い地主的秩序の體現者である自作農を中心として形成されている農村の秩序を、單なる國家獨占資本主義の代辨者とのみ見でしまふことは、その本質を見失うものであると考へる。ここにも、やや安易に國家獨占資本主義理論の適用が見られるのではなからうか。とまれ、日本農業の當面する今日の問題を、單に日本資本主義の問題に解消してしまふことも、國家獨占資本主義の問題に解消してしまふことも、日本農業の民主化のための基礎であり、依然として残されている「反封建闘争」の場を曖昧にしてしまふ危険を多分に持つているものといわねばならない。

二七、八、一〇

國際收支の所得分析とJ・E・ミード

白 石 孝

はしがき

いかなる理論分析にしても、その意圖が廣範な新しいものであればあるほど、網のめからもれるような無数の小さな缺陷は覺悟されなければならないであろう。そしてその大部分は著者自らが一番よく知つてゐるものである。こゝにとりあげるJ・E・ミードの二論文並にその集大成である「國際經濟政策」第一巻も例外ではない。既に衆知のうちに、國民所得、國內支出・國際收支の乗數分析は非常な進歩をとげ、多數の試みによつてその適用の範圍は廣くかつ深められつゝある。なかでも、F・マクラップの「國際貿易と國民所得乗數」International Trade and National Income Multiplier, 1943. は當時注目された好著の一つであつた。それだけに、J・E・ミードが自分の問題のとりあげ方をこれと對比したことは當然であつたらう。しかし彼は彼らしい意圖をもつていたのである。それは、方法的にたとへ比較辭學にとまらうとも、國際經濟政策全般にわたる一貫した所得分析の適用と、國際收支の不均衡に對する數多くの調整諸手段の分析に新しい説明用具を提供することであつた。彼が何故膨大な經濟政策論の當初にこの分野の研究を公けにしたかは不明であるけれども、既に以前から充分準備されてゐたことは次の二論文 National Income, National Expenditure and the Balance of Payment, Economic Journal, Dec. 1948. Mar. 1949 に于

國際收支の所得分析とJ・E・ミード

一九 (六〇七)